

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|                                     |                                                                           |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式<br>その他有価証券<br>時価のあるもの | 移動平均法による原価法<br>中間期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの                             | 移動平均法による原価法                                                               |

### 2. デリバティブの評価方法

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法。ただし、大型賃貸ビルは定額法、鉱業用構築物・原料地は生産高比例法によっております。(また、平成10年4月1日以降に取得した建物(除く建物附属設備)については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

|        |     |   |     |
|--------|-----|---|-----|
| 建物     | 15年 | ～ | 47年 |
| 構築物    | 10年 | ～ | 75年 |
| 機械及び装置 | 7年  | ～ | 15年 |
| その他    | 4年  | ～ | 15年 |

無形固定資産

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 鉱業権     | 生産高比例法                  |
| 専用側線利用権 | 定額法                     |
| その他     | "                       |
| ソフトウェア  | 社内における利用可能期間(6年)に基づく定額法 |

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 7. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段  
ヘッジ対象

金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、通貨オプション、為替予約取引  
借入金、社債等

ヘッジ方針

借入金、社債の発行等に伴う金利・為替変動等のリスクをヘッジすることを目的としたもの、およびそのヘッジ解消を目的としたものに限るものとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎決算期末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段の元本、利率及び期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

### 9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

(追加情報)

1. 退職給付引当金

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。当中間会計期末における返還相当額は、25,980百万円であります。

2. 資本の部

中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

3. その他

当社は平成12年10月より当社及び当社の子会社を通じ、経営再建途上にある韓国の雙龍洋灰工業株式会社(以下、同社という)に63,512百万円を投資し、共同経営を行っております。当社と同社及び同社の債権金融機関協議会は、平成13年11月に韓国の企業構造調整促進法(以下、同法という)第15条に基づき、経営正常化計画を履行するための約定を締結いたしました。同社は同法第16条に基づき、四半期ごとの約定の履行点検を受けておりますが、計画通りに経営再建を実行中であり、同社は、同社の再建が重要な課題であると認識しており、同社経営基盤の強化を図ってまいります。